

5	R4. 7. 21	R4. 9. 2	<p>火災調査書類（令和4年6月2日4町予第96号）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調書 	20	●															<p>（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。</p> <p>（4号）公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、利用者の安全を脅かす恐れがあると認められるため。</p> <p>（6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	東京消防庁 予防部調査課	
6	R4. 8. 19	R4. 9. 2	<p>○（渋谷区○丁目○番○号）に係る共同住宅等の消防用設備等特例適用申請書（平成16年7月23日第174号）</p>	35	●															<p>住宅タイプ及び専有面積等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。</p> <p>住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。</p>	東京消防庁 予防部予防課	
7	R4. 8. 24	R4. 9. 2	<p>○（港区○丁目○番○号）に係る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防用設備等設置届出書（昭和50年10月3日第57号）のかがみ 2 消防用設備等設置届出書（昭和50年10月23日第67号）のかがみ 	2	●																東京消防庁 予防部予防課	
8	R4. 8. 24	R4. 9. 2	<p>○（八王子市○番○号）に係る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防火対象物使用開始届出書（平成23年3月18日第263号） 2 防火対象物使用開始届出書（平成29年2月17日第2016-29号） 	14	●																<p>配置図、平面図部分等は、公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報であるため、条例第7条第4号に該当する。</p>	東京消防庁 予防部予防課

66	R4.9.14	R4.9.26	(1) 令和3年9月3日、西武池袋線清瀬駅北口付近で発生した危険排除に関する消防隊が作成した記録 (2) 令和3年9月7日、西武池袋線ひばりヶ丘駅北口付近で発生した危険排除に関する消防活動記録及び消防隊が作成した記録 (3) 令和3年12月9日、西武池袋線東久留米駅東口付近で発生した油の流出に関する消防活動記録及び出場表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第48号） (4) 令和4年4月23日7時から8時頃及び18時頃、清瀬駅北口から清瀬市役所付近で発生した危険排除事案又は油の流出に関する消防活動記録、出場表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第48号）及び消防隊が作成した記録 (5) 令和4年5月8日、西武池袋線東久留米駅東口付近で発生した危険排除に関する消防活動記録	28																	当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しないため。	東京消防庁 警防部特殊災害課	
67	R4.9.21	R4.9.27	○（東京都葛飾区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年4月14日4本予（報）第99号）	22	●																	東京消防庁 予防部査察課	
68	R4.9.20	R4.9.27	(1) 令和4年度東京消防庁消防官（Ⅰ類2回目）採用試験教養試験問題 (2) 令和4年度東京消防庁消防官（Ⅱ類）採用試験教養試験問題 (3) 令和4年度東京消防庁消防官（Ⅲ類）採用試験教養試験問題	1	●																	東京消防庁 人事部人事課	
69	R4.8.24	R4.9.27	火災調査書類（令和4年8月8日4岩予第200号）のうち、火災調査書	2	●							●										（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁 予防部調査課
70	R4.8.24	R4.9.27	火災調査書類（令和4年8月8日4岩予第200号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調書 4 現場（鑑識）見分調書 5 質問調書 6 延焼状況等調書 7 出火建物・避難状況等調書 8 建物・収容物損害調査書	66	●							●										（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁 予防部調査課

